

もしものときのために…少ない掛金で大きな補償を受けられる
交通災害共済に加入しましょう

会費は年間
一人 500円

○ 交通災害共済とは…

会員が交通災害によりケガをしたり死亡した時、その被災者や家族に見舞金を送り、生活の安定と福祉の増進に役立てるため、県内111市町村で共同運営している相互扶助制度です。

○ 加入要件は…

- 1、県内市町村の区域内に居住している方。
 - 2、県内に居住している家族と生計を一にしている家族で県外に単身赴任している方や親元を離れて生活している学生
- ※ 但し、家族であっても県外に就職し、独立して生計を維持している方は除きます。

○ 加入方法は…

- 加入申込書に会費（1人500円）を添えて、以下の方法で申し込みできます。
- (1) 各町内の嘱託員による取りまとめ。
 - (2) 郵便局以外の金融機関（銀行・農協）での申し込み。
 - (3) 役場総務課庶務係での申し込み。

◎ 共済期間は…

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで。（※途中加入の場合は、加入した月の翌日から3月31日までです。）

◎ 見舞金支払対象となる交通災害	× 見舞金支払対象にならない交通災害
1、自動車、自転車等に伴う交通災害。 （道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。）	1、会員の故意または重大な過失による場合。
2、電車、ケーブルカー等に伴う交通災害。 （鉄道線路で交通に起因した事故で人の死傷が伴うもの。）	2、会員の無免許、無資格運転または酒気帯び運転の場合。 （これらの事情知りながら同乗の場合も含む。）
3、身体障害者用いす（手動式、電動式、電動三輪車等）に伴う交通災害。 （道路上で交通に伴う衝突、転落、接触等の人身事故。）	3、地震、洪水等の天災による事故。
	4、単に歩行中にケガをした場合。 （車両等の交通に起因しない人身事故。）

見舞金請求に際しての注意事項

◎ 見舞金の請求には医師、柔道整復師等の**実治療日数が7日以上** 必要です。
 （6日以下のものは請求できません）

◎ **請求期間は交通災害を受けた日から起算して1年以内**で
 （治療継続中であっても1年を超えると請求できません。）

◎ **どんなに小さい交通災害でも警察へ届けて交通事故証明書**
 を受けるようにして下さい。
 （見舞金請求の時に必要になります。）

● 共済見舞金等級表

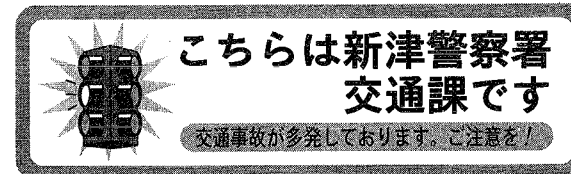
等級	災害の程度	金額
1	死 亡	1,200,000円
2	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分1級の障害並びに精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害で常に他人の介護を要するもの	1,200,000円
3	身体障害者福祉法施行規則別表第5の等級区分2級の障害並びに精神保健及び精神障害福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する障害等級1級に該当する障害	700,000円
4	入院36日以上を含む実治療日数107日以上	200,000円
5	入院27日以上を含む実治療日数88日以上	170,000円
6	入院15日以上を含む実治療日数72日以上	140,000円
7	入院12日以上を含む実治療日数57日以上	120,000円
8	入院5日以上を含む実治療日数43日以上	100,000円
9	入院通院の実治療日数27日以上	70,000円
10	入院通院の実治療日数13日以上	50,000円
11	入院通院の実治療日数7日以上	30,000円



交通災害は誰もが遭いたいのとは思っていません。しかし、いつ、どこで遭うかわかりません。ぜひこの機会に加入して万一の交通災害に備えましょう。
 また、何か不明な点がありましたら役場総務課庶務係（内線250）までご一報ください。

平成12年 小須戸町における交通事故発生状況を報告します

（情報提供 新津警察署）



平成12年中の小須戸町における人身交通事故は、右表の通り発生件数、傷者数ともに増加し、物損事故を含めた事故も前年に比べ19.4%増加いたしました。

管内の人身事故の特徴としては、交差点及びその付近で全事故の約半数が発生しておりますので今後も「交差点 しっかり止まって はっきり確認」というスローガンの確実な実行をお願いしたいと思っております。

交通事故発生件数（カッコ内は前年度数値）

市町村名	発生件数	内 容		物損事故
		死 亡 者	傷 者	
小須戸町	48件 (42件)	0人 (0人)	61人 (48人)	137件 (113件)
新 津 市	322件 (315件)	2人 (2人)	398人 (388人)	1,056件 (1,018件)
新津署管内	370件 (357件)	2人 (2人)	459人 (436人)	1,193件 (1,131件)

交通事故発生原因順位

○ 小須戸町

- 1位 安全不確認
（左・右・後の安全確認）
- 2位 前方不注意
（脇見・考え事・漫然運転により前をよく見ていなかった）
- 3位 動静不注視
（相手の動きをよく見ていなかった）

○ 新津警察署管内

- 1位 前方不注意
（脇見・考え事・漫然運転により前をよく見ていなかった）
- 2位 安全不確認
（左・右・後の安全確認）
- 3位 動静不注視
（相手の動きをよく見ていなかった）

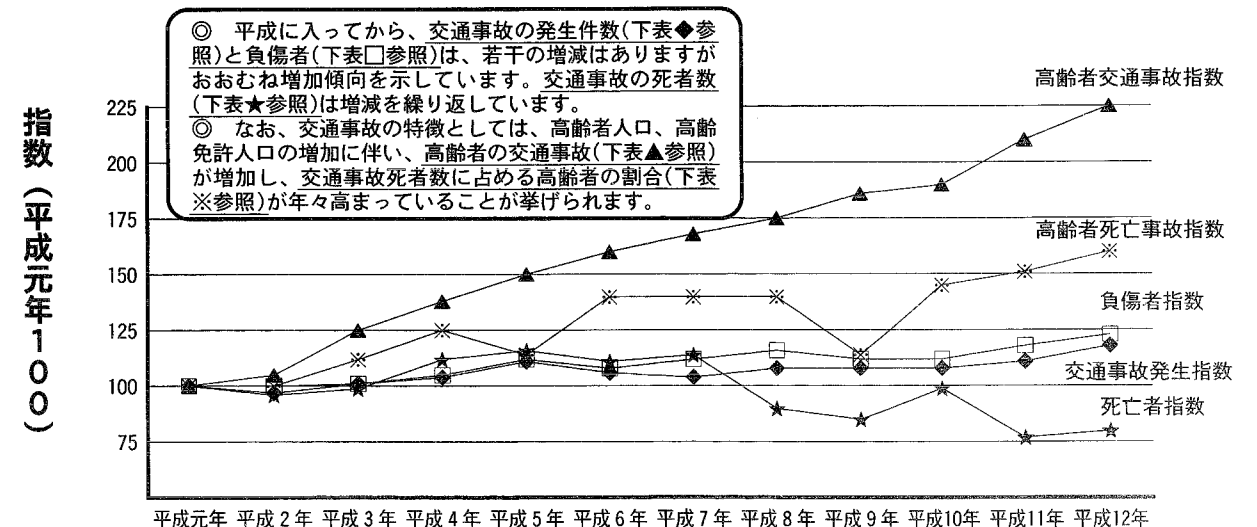
また、65歳以上の高齢者が関係する事故は、4件に1件の割合で発生しております。今後、高齢化社会の一層の進展等に伴い、高齢者の関係する事故がより一層増加することが心配されますので、高齢歩行者及び運転者の方は、特に交通事故を起こさないようまた、事故に遭わないように十分注意してください。

違反別では、わき見運転等の交通運転義務違反が多く、全人身事故の約7割を占めており、お互いが前方を良く見ていれば相当数の交通事故が防げたものと認められます。今後も交通量の増加等により、高齢運転者が加害者となる交通事故や高齢者、特に運転免許を持たない高齢者が被害に遭う事故の発生が心配されます。

このような情勢を踏まえ、当署では小須戸町との連携を一層強化するとともに、交通安全協会等との連携を図り、地域住民の皆様方の安全対策に対するご意見・ご要望等を諸対策に活かすとともに、交通安全教育、悪質・危険性の高い違反の交通指導取締り及び道路環境の整備等の各種施策を積極的に推進してまいりたいと考えておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

平成元年～新潟県における交通事故の年別推移と特徴

（情報提供 新潟県警察）



平成元年 平成2年 平成3年 平成4年 平成5年 平成6年 平成7年 平成8年 平成9年 平成10年 平成11年 平成12年